

昭和三十三年文部省令第十八号

学校保健安全法施行規則

学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十條、第十四条及び第十六条第五項並びに学校保健法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）第四條第一項、第五條第二項、第六條及び第九條第三項の規定に基き、及び同法の規定を実施するため、学校保健法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 環境衛生検査等（第一条・第二条）

第二章 健康診断

第一節 就学時の健康診断（第三条・第四

条）

第二節 児童生徒等の健康診断（第五条―第

十一條）

第三節 職員の健康診断（第十二条―第十七

条）

第三章 感染症の予防（第十八条―第二十一

条）

第四章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の

職務執行の準則（第二十二條―第二十

四條）

第五章 国の補助（第二十五条―第二十七條

第六章 安全点検等（第二十八條―第二十九條

の二）

第七章 雑則（第三十条）

附則

第一章 環境衛生検査等

（環境衛生検査）

第一条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五

十六号。以下「法」という。）第五條の環境衛

生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学

年定期に、法第十六条に規定する学校環境衛生基

準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時

に、環境衛生検査を行うものとする。

（日常における環境衛生）

第二条 学校においては、前条の環境衛生検査の

ほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又

は改善を図らなければならない。

第二章 健康診断

第一節 就学時の健康診断

（方法及び技術的基準）

第三条 法第十一条の健康診断の方法及び技術的

基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、

当該各号に定めるとおりとする。

一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充

実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査

し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見にとりて。

二 腎臓の疾病及び異常の有無は、形態等につ

いて検査し、側わん症等注意到注意する。

三 胸部の異常の有無は、形態及び発育につい

て検査する。

四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用い

て左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用

している者については、当該眼鏡を使用し

ている場合の矯正視力についても検査する。

五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、

左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。

六 眼の疾病及び異常の有無は、感染性眼疾患

その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意

する。

七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻

腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常

等に注意する。

八 皮膚疾患の有無は、感染性皮膚疾患、アレ

ルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。

九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯

、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常

について検査する。

十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び

呼吸器、循環器、消化器、神経系等について

検査するものとし、知能については適切な検

査によつて知的障害の発見にとりて、呼吸

器、循環器、消化器、神経系等については臨

床医学的検査その他の検査によつて結核疾

患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障

害、精神神経症その他の精神障害、骨 関節

の異常及び四肢運動障害等の発見にとりて

する。

（就学時健康診断票）

第四条 学校保健安全法施行令（昭和三十三年政

令第七十四号。以下「令」という。）第四條

第一項に規定する就学時健康診断票の様式は、

第一号様式とする。

第二節 児童生徒等の健康診断

（時期）

第五条 法第十三條第一項の健康診断は、毎学

年、六月三十日までに行うものとする。ただ

し、疾病その他やむを得ない事由によつて当該

期日に健康診断を受けることのできなかつた者

に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに

健康診断を行うものとする。

2 第一項の健康診断における結核の有無の検査

において結核発病のおそれがあると診断された

者（第六条第三項第四号に該当する者に限る。）

については、おおむね六か月の後に再度結核の

有無の検査を行うものとする。

（検査の項目）

第六条 法第十三條第一項の健康診断における検

査の項目は、次のとおりとする。

一 身長及び体重

二 栄養状態

三 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無並びに

四肢の状態

四 視力及び聴力

五 眼の疾病及び異常の有無

六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無

七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

八 結核の有無

九 心臓の疾病及び異常の有無

十 尿

十一 その他の疾病及び異常の有無

2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活

量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加

えることができる。

3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各

号に掲げる学年において行うものとする。

一 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別

支援学校の小学部を含む。以下この条、第七

条第六項及び第十一條において同じ。）の全

学年

二 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教

育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部

を含む。以下この条、第七條第六項及び第十

一條において同じ。）の全学年

三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特

別支援学校の高等部を含む。以下この条、第

七條第六項及び第十一條において同じ。）及

び高等専門学校の第一学年

四 大学の第一学年

4 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学

校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学

校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及

び第四学年においては第四号に掲げるもののう

ち聴力を、大学においては第三号、第四号、第

七号及び第十号に掲げるものを、それぞれ検査

の項目から除くことができる。

（方法及び技術的基準）

第七条 法第十三條第一項の健康診断の方法及び

技術的基準については、次項から第九項までに

定めるもののほか、第三条の規定（同条第十号

中知能に関する部分を除く。）を準用する。こ

の場合において、同条第四号中「検査する。」

とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用し

ている者の裸眼視力の検査はこれを除くことが

できる。」と読み替えるものとする。

2 前条第一項第一号の身長は、靴下等を脱ぎ、

両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長

計の支柱に接して直立し、両上肢を体側に垂

れ、頭部を正位に保たせて測定する。

3 前条第一項第一号の体重は、衣服を脱ぎ、体

重計のはかり台の中央に静止させて測定する。

ただし、衣服を着たまま測定したときは、その

衣服の重量を控除する。

4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形

態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意す

る。

5 前条第一項第八号の結核の有無は、問診、胸

部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その

他必要な検査によつて検査するものとし、その

技術的基準は、次の各号に定めるとおりとす

る。

一 前条第三項第一号又は第二号に該当する者

に対しては、問診を行うものとする。

二 前条第三項第三号又は第四号に該当する者

（結核患者及び結核発病のおそれがあると診

断されている者を除く。）に対しては、胸部

エックス線検査を行うものとする。

三 第一号の問診を踏まえて学校医その他の担

当の医師において必要と認める者であつて、

当該者の在学する学校の設置者において必要

と認めるものに対しては、胸部エックス線検

査、喀痰検査その他の必要な検査を行うもの

とする。

四 第二号の胸部エックス線検査によつて病変

の発見された者及びその疑いのある者、結核

患者並びに結核発病のおそれがあると診断さ

れている者に対しては、胸部エックス線検査

及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、

打診その他必要な検査を行う。

前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有

無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によ

つて検査するものとする。ただし、幼稚園（特

別支援学校の幼稚部を含む。以下この条及び第

十一條において同じ。）の全幼児、小学校の第

二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二

学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上

の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。

7 前条第一項第十号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。

8 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。（健康診断票）

第八条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

2 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

4 児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。（事後措置）

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
- 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。

六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。

七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。

八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。

九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たった学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて決定する指導区分に基づいて、とるものとする。（臨時の健康診断）

第十条 法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

- 一 感染症又は食中毒の発生したとき。
- 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。
- 三 夏季における休業日の直前又は直後
- 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- 五 卒業のとき。

第十一条 法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

第三節 職員の健康診断

第十二条 法第十五条第一項の健康診断の時期については、第五条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月三十日まで」に

とあるのは、「学校の設置者が定める適切な時期に」と読み替えるものとする。

第十三条 法第十五条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び腹囲
- 二 視力及び聴力
- 三 結核の有無
- 四 血圧

五 尿

六 胃の疾病及び異常の有無

七 貧血検査

八 肝機能検査

九 血中脂質検査

十 血糖検査

十一 心電図検査

十二 その他の疾病及び異常の有無

2 妊娠中の女性職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。

3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の女性職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが二十二未満である職員に限る。）においては第一号の腹囲を、二十歳未満の職員、二十一歳以上二十五歳未満の職員、二十六歳以上三十歳未満の職員、三十一歳以上三十五歳未満の職員又は三十六歳以上四十歳未満の職員であつて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十二条第一項第一号又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第八条第一項第一号若しくは第三号に掲げる者に該当しないものにおいては第三号に掲げるものを、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

BMI＝体重（kg）／身長（m）²

第十四条 法第十五条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条（同条第十号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

2 前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員（三十五歳及び四十歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によつて行うことができる。

3 前条第一項第三号の結核の有無は、胸部エックス線検査により検査するものとし、胸部エツ

クス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に對しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

4 前条第一項第四号の血圧は、血圧計を用いて測定するものとする。

5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。

6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エックス線検査その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

7 前条第一項第七号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。

8 前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査を行う。

9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

第十五条 学校の設置者は、法第十五条第一項の健康診断を行ったときは、第二号様式によつて、職員健康診断票を作成しなければならない。

2 学校の設置者は、当該学校の職員がその管理する学校から他の学校又は幼保連携型認定こども園へ移った場合においては、その作成に係る当該職員の健康診断票を異動後の学校又は幼保連携型認定こども園の設置者へ送付しなければならない。

3 職員健康診断票は、五年間保存しなければならない。

（事後措置）

第十六条 法第十五条第一項の健康診断に当たつた医師は、健康に異常があると認めた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

2 学校の設置者は、前項の規定により医師が行った指導区分に基づき、次の基準により、法第十六条の措置をとらなければならない。

「A」 休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。

「B」 勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。

「C」 超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。

「D」 勤務に制限を加えないこと。

「1」 必要な医療を受けるよう指示すること。

「2」 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。

「3」 医療又は検査等の措置を必要としないこと。

（臨時の健康診断）

第十七条 法第十五条第二項の健康診断については、第十条の規定を準用する。

第三章 感染症の予防

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性胃結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型コロナウイルス感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治療するまで。

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発症状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症の病毒に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

第四章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則

（学校医の職務執行の準則）

第二十二条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。

三 法第八条の健康相談に従事すること。

四 法第九条の保健指導に従事すること。

五 法第十三条の健康診断に従事すること。

六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。

七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。

八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。

九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。

十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

第二十三条 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

二 法第八条の健康相談に従事すること。

三 法第九条の保健指導に従事すること。

四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

五 法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。

六 市町村の教育委員会の求めにより、法第十条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

第二十四条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

二 第一条の環境衛生検査に従事すること。

三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

四 法第八条の健康相談に従事すること。
五 法第九条の保健指導に従事すること。
六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

第五章 国の補助

(児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、毎年度七月一日現在において当該都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する教育扶助をいう。以下同じ。)を受けている者の総数を、第三号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数を、第四号様式により十二月二十日までに都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、前項の規定により市町村の教育委員会から報告を受けたときは、これを第五号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

(児童生徒数の配分方法)

第二十六条 令第十条第三項の規定により都道府県の教育委員会が行う配分は、付録の算式により算定した数を基準として行うものとする。

(配分した児童生徒数の通知)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、令第十条第三項及び前条の規定により各市町村ごとの小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数の配分を行つたときは、文部科学大臣に対しては第六号様式により、各市町村の教育委員会に対しては

第七号様式によりすみやかにこれを通知しなければならない。

第六章 安全点検等

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第二十九条の二 学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができする方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。

2 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

第七章 雑則

(専修学校)

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条(同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。)、第七条(同条第六項については、大学に関する部分に限る。)、第八条、第九条(同条第一項については、学生に関する部分に限る。)、第十条、第十一条(大学に関する部分に限る。)、第十二条から第二十一条まで、第二十八条、第二十九条及び前条第一項の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内」と、第七条第八項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二十二条の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この省令中第二十六条から第二十八条まで、第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(学校伝染病予防規程等の廃止)

2 次に掲げる省令及び訓令は、廃止する。

一 学校伝染病予防規程(大正十三年文部省令第十八号)
二 学校歯科医職務規程(昭和七年文部省令第二号)
三 学校医職務規程(昭和七年文部省令第三号)
四 学校身体検査規程(昭和二十四年文部省令第七号)
五 学校清潔方法(昭和二十三年文部省令第二号)

附 則 (昭和三十四年一月二十八日文部省令第二五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年九月七日文部省令第二四号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の国の補助に係るものから適用する。

附 則 (昭和三十七年六月七日文部省令第二九号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第五項の改正規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年九月二十六日文部省令第二八号) 抄
この省令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年五月二十七日文部省令第二二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年六月二〇日文部省令第三〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年三月一七日文部省令第六号)
この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年四月一七日文部省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条、第十四条から第十八条まで及び第四号様式の改正規定、第四号様式の二を削る改正規定並びに第五号様式の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 改正前の学校保健法施行規則第十七条第一項の規定により作成した市町村立義務教育諸学校校長教員結核健康診断票の保存については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十四年八月一八日文部省令第三〇号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定中学校教育法施行規則第七十三条の十二第一項及び第二項の改正規定並びに第二条の規定中学校保健法施行規則第七條第一項第五号の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年九月一四日文部省令第三五号)
この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第十九条及び第二十條の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年四月六日文部省令第二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令は、公布の日から施行する。
昭和五十七年度に中学校の第二学年に在学する者に対する同年度及び昭和五十八年度における第四條第一項第八号に掲げるものの検査(以下単に「検査」という。)並びに昭和五十七年度に中学校の第三学年に在学する者に対する同年度における検査については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度に高等学校及び高等専門学校第三学年に在学する者に対する同年度における検査については、同号中「前号」とあるのは、「学校保健法施行規則の一部を改正する

区分	内容
生活規正 A の面（業）	（要休勤務を休む必要のあるもの

	D (健康)	(健全く平常の生活でよいもの)
--	--------	-----------------

2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
3 (健康)	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

$$\mathbf{X}_{\times \left(\mathbf{p} / \mathbf{P} \right)}$$

Pは、前年度の七月一日現在において当該都

pは、前年度の七月一日現在において当該市

町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

[illegible][illegible]

第6号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）（第27条関係）

学 校 種 別	市 町 村 名	配 分 数
小学校、中学校及び養育院 養育院並びに中等養育学校の 新設課程		人
	計	
特別支援学校の小学部及び 中学部		
	計	

学校保健安全法施行規則第24条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

調 査	①配分児童生徒数と急転校 小学校、中学校及び義務 教育学校並びに中等教育 学校の転居困難 特別支援学校の小学部及び 中学部	人
	②文部科学省が定める 児童生徒1人1人 の負担額の超過額の 平均額 小学校、中学校及び義務 教育学校並びに中等教育 学校の転居困難 特別支援学校の小学部及び 中学部	円
	③保護期間の短縮 $(\text{②}) \times \frac{\text{①}}{\text{②}}$ $\times \frac{1}{2}$ 小学校、中学校及び義務 教育学校並びに中等教育 学校の転居困難 特別支援学校の小学部及び 中学部	円
	④保護期間の短縮 $(\text{②}) \times \frac{\text{①}}{\text{②}}$ $\times \frac{1}{2}$ 小学校、中学校及び義務 教育学校並びに中等教育 学校の転居困難 特別支援学校の小学部及び 中学部	円